

八幡浜市バス貸出事業に関する要綱

〔平成27年6月1日〕
制 定

改正 平成28年6月29日制定

平成30年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、八幡浜市（以下「市」という。）が保有するバス（以下「バス」という。）を、公務で使用しない日に、各種団体に貸し出すことによって当該団体の活動を支援し、地域活動の活性化を図ることを目的として実施するバス貸出事業に関し、効率的かつ効果的に管理及び運行を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(運行管理責任者)

第2条 バスの運行管理責任者は、市財政課長をもって充てる。

(貸出条件)

第3条 バスの貸出しの対象者は、市内で組織された自治組織団体、文化組織団体及びこれらに類する団体とする。

2 バスの貸出しは、視察、研修、慰問、大会参加等当該団体の発展、向上に寄与する活動又は当該団体に不可欠な活動を行う場合に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 飲食、娯楽、レジャーその他これらに類するものを主たる目的又は内容として利用する場合

(2) 他に無料送迎バス等の交通手段を確保できる場合

3 前2項に定めるもののほか、市長が公益上、特に必要と認めるときは貸出しを行うことができるものとする。

(貸出条件)

第4条 バスの貸出しに当たっては、別表第1に定める条件を満たさなければならない。

(費用負担)

第5条 バスの貸出しに関し生じる費用は、別表第2に定めるところによる。

(利用申請の手続き)

第6条 バスの利用を希望する団体は、利用予定日について仮予約をしなければ

ならない。

- 2 前項の仮予約は、利用予定日の6か月前から行えるものとする。
- 3 第1項の仮予約をした団体は、利用予定日の1か月前までに、車両貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の提出期限を経過した仮予約は、取り下げたものとみなす。
- 5 市長は、第3項の申請の内容を審査し、バスの利用の可否を申請者に通知しなければならない。ただし、利用可とする場合は、市長は必要に応じて条件を付することができる。

（運転事業者が行う手続き）

第7条 利用者からの依頼に基づきバスの運転業務を実施する運転事業者（以下「運転事業者」という。）は、実施予定日の1週間前までに、運転業務実施通知書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 運転の実施前及び実施後に、車両の点検を実施し、公用車自主点検表（様式第3号）に記入し、運転の実施後にこれを運行管理責任者に提出しなければならない。

（事故時の対応及び損害賠償）

第8条 利用者及び運転事業者は、共同して車両の安全に留意し、事故が発生した場合は、速やかに運行管理責任者及び市が指定する保険会社に報告し、適切な処置をするよう努めなければならない。

- 2 利用者及び運転事業者は、バス及び付属設備を破損又は汚損した場合、速やかに運行管理責任者に報告し、その指示により原状に復し、又は原状に復するために要した費用を賠償しなければならない。ただし、不可抗力等やむを得ない事由による破損又は汚損であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 市は、バスの事故により生じた損害について、市が加入する賠償責任保険の範囲内において責任を負うものとする。
- 4 免責条項に該当する等、前項の賠償責任保険の適用外の損害については、市はその責任を負わず、利用者と運転事業者が共同してその責任を負うものとする。

（利用資格の取消し）

第9条 次の各号のいずれかに該当する団体は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、以後のバスの利用を認めないものとする。

- (1) 第4条に定める貸出条件について無断で違反したとき
 - (2) 第6条の車両貸出申請書の内容に虚偽の記載があったとき
 - (3) 第8条に定める報告を怠ったとき、及び賠償の責任があるにもかかわらず賠償しなかったとき
 - (4) 利用に際して市長が付した条件に違反したとき
 - (5) その他特に不適切であると市長が認めたとき
- (利用の制限)

第10条 市長は、次の各号に該当する場合は、バスの利用の承認を取消し、若しくは制限し、又は承認の内容を変更することができるものとする。

- (1) 天災、悪天候等運行経路の道路状況の悪化又は各種災害警報の発令等により、バスの運行に危険を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 緊急かつ重要な用務に対応するため、やむを得ずバスを確保し、運行しなければならない事態が生じたとき
- (3) 前条に定める取消事由に該当することが事前に判明したとき
- (4) 車検又は保守点検期間中であるとき
- (5) 車両の不具合等により、バスの運行に危険を及ぼすおそれがあるとき
- (6) その他運行が不可能となる事態が生じたとき

2 前項の規定により利用が制限された場合において、市は一切の責任を負わない。この場合において、利用者は、代替輸送手段の確保等も自らの責任において講じるものとし、これによって発生した損害についても、市は責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、バス貸出事業の管理運行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 八幡浜市社会福祉協議会が保有していたバスの平成26年度における利用実績がある団体については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、利用できるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日制定）

この要綱は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 1 日制定）

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1)	最少乗車人員	マイクロバス 概ね10名以上 大型バス 概ね15名以上
(2)	最大乗車定員	マイクロバス 28名 大型バス 40名
(3)	運行可能地域	原則として四国内 (ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。)
(4)	貸出可能時間	原則として日帰り (ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。)
(5)	貸出可能日	12月29日から翌年1月3日を除く日
(6)	貸出可能回数	原則として各団体の同一目的での利用は1会計年度1回

別表第2（第5条関係）

	費目	負担割合	負担者	備考その他条件
(1)	貸出料	無償	—	八幡浜市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（平成17年条例第62号）第7条の規定による。
(2)	燃料費	利用に係る全額	利用者	解散場所から最寄りの八幡浜市内の給油所にて最大値まで給油すること
(3)	高速道路料金 有料道路料金 駐車場使用料	利用に係る全額	利用者	
(4)	運転手	利用に係る全額	利用者	業務としてバスの運転を行う者を、利用者において選任すること

(裏)

注意事項

①乗車定員（マイクロバスは28名、大型バスは40名）を遵守すること。

＊マイクロバスは概ね10名以上、大型バスは概ね15名以上の場合のみ使用可

②運行範囲は、原則として四国内。

③運行時間は、原則として日帰り。

④運転手代、高速道路使用料、駐車場使用料は実費を負担すること。

⑤運転手については、運転事業者に依頼すること。

⑥ガソリンは、解散場所から最寄りの八幡浜市内のガソリンスタンドにて満タン返しとすること。

⑦バスを使用する権利を他に譲渡・転貸することはできません。

⑧運行中は全席シートベルトを着用すること。

⑨6歳未満の幼児が乗車する場合は、必ずチャイルドシートを持参して着用すること。

⑩バス内の喫煙、飲酒は禁止。

⑪児童・生徒が属する団体が使用する場合は、必ず引率者を乗車させること。

⑫無断で乗車人数及び目的地、経由地を変更しないこと。

⑬使用後はゴミを全て持ち帰り、車内の清掃をすること。

⑭バスやその付属設備を汚損した場合は、速やかに市に報告すること。

⑮事故が発生した際には、速やかに市及び保険会社に連絡すること。

⑯市は、バスの事故により生じた損害について、市が加入する賠償責任保険の範囲内において責任を負うものとし、免責条項に該当する等、賠償責任保険の適用外の損害については、市はその責任を負わず、利用者と運転事業者が共同してその責任を負うものとする。

⑰その他、「八幡浜市バス貸出事業に関する要綱」を遵守すること。

上記の注意事項に違反した場合、承認を取り消し、また以後の申請を認めないことがある。

(裏)

注意事項

①乗車定員（マイクロバスは28名、大型バスは40名）を遵守すること。

*マイクロバスは概ね10名以上、大型バスは概ね15名以上の場合のみ使用可

②運行範囲は、原則として四国内。

③運行時間は、原則として日帰り。

④運転手代、高速道路使用料、駐車場使用料は実費を負担すること。

⑤ガソリンは、解散場所から最寄りの八幡浜市内のガソリンスタンドにて満タン返しとすること。

⑥バスを使用する権利を他に譲渡することはできません。

⑦運行中は全席シートベルトを着用すること。

⑧6歳未満の幼児が乗車する場合は、必ずチャイルドシートを持参して着用すること。

⑨バス内の喫煙、飲酒は禁止。

⑩児童・生徒が属する団体が使用する場合は、必ず引率者を乗車させること。

⑪無断で乗車人数及び目的地、経由地を変更しないこと。

⑫使用後はゴミを全て持ち帰り、車内の清掃をすること。

⑬バスやその付属設備を汚損した場合は、速やかに市に報告すること。

⑭事故が発生した際には、速やかに市及び保険会社に連絡すること。

⑮市は、バスの事故により生じた損害について、市が加入する賠償責任保険の範囲内において責任を負うものとし、免責条項に該当する等、賠償責任保険の適用外の損害については、市はその責任を負わず、利用者と運転事業者が共同してその責任を負うものとする。

⑯運転業務実施前後に、公用車自主点検表に基づき点検を実施すること。

⑰その他、「八幡浜市バス貸出事業に関する要綱」を遵守すること。

上記の注意事項に違反した場合、以後の運転業務の実施を認めないことがある。

様式第3号

公用車自主点検表

利用車両		登録番号	
利用日時	年 月 日 ()	時 分 発	
	年 月 日 ()	時 分 着	
利用者 (団体名)		運転手	

運行前点検	点検箇所	点検項目	○・×	処置・備考欄
運 転 席	① ブレーキペダル	踏みしろ、利き具合		
	② サイドブレーキ	引きしろ、利き具合		
	③ ミラー	写影		
	④ 燃料	量 (満タン返し)		
	⑤ 自動ドアの開閉	動作		
	⑥ エンジン	かかり具合、異常音		
	⑦ ブレーキ液	液量		
	⑧ 空気圧力計	圧力の上がり具合		
	⑨ オートグリス	液量		
	⑩ 車検証	置き場確認		
エ ン ジ ン ル ー	⑪ 冷却装置	水量		
	⑫ エンジンオイル	液量		
	⑬ パワステオイル	液量		
	⑭ ファンベルト	張り具合、損傷		
車 回 り 等	⑮ ランプ類	点灯具合		
	⑯ タイヤ	空気圧、亀裂、損傷		
	⑰ 車体外観	目立った傷がないか		
	⑱ 車内	目立った汚損はないか		

運行後点検	点検箇所	点検項目	○・×	処置・備考欄
	① 燃料	量 (満タン返し)		
	② 洗車			
	③ 車体外観	目立った傷がないか		
	④ 車内	汚損、ゴミの置き忘れ		
走行距離	走行後	k m	連絡事項	
点検者 (運転者) 署名				
整備管理者確認欄				

*点検表は、バス使用后、鍵と一緒に提出